

新入園児保護者の皆様

新宿区教育委員会事務局
学校運営課幼稚園係

幼児教育・保育の無償化に伴う認定手続きについて

新宿区在住の新入園児保護者の方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるための手続きについて、下記のとおりご案内させていただきます。

手続きに漏れが無いように内容のご確認をお願いします。

記

1 入園前に必要な手続きについて

(1) 幼稚園の保育料の無償化のみ希望する場合

新宿区立幼稚園の保育料は、幼児教育・保育の無償化に伴い無料となっているため、必要な手続きは特にありません。

幼稚園の預かり保育等の無償化も希望する方は、次の(2)をご確認ください。

(2) 幼稚園の保育料に加え、幼稚園の預かり保育等の無償化も希望する場合

※ご両親の就労などにより、お子さんに保育の必要性があることが、認定の条件になります。

※幼稚園の保育料の無償化のみ希望する場合は、この手続きは不要です。

「施設等利用給付認定申請書(2号・3号認定用)」と「保育の必要性を確認できる書類(詳しくは裏面をご確認ください)」を、ご入園予定の区立幼稚園又は新宿区学校運営課幼稚園係にご請求いただくか、新宿区公式ホームページからダウンロードしていただき、所定の内容を記入した上で、令和4年2月28日(月)までに新宿区学校運営課幼稚園係(〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 区役所第一分庁舎)へ郵送又は持参にてご提出ください。

保育を必要とする事由(保育の必要性)と認定期間

保育を必要とする事由は、申請時に提出された就労(予定)証明書や診断書(区様式)等により審査し、認定します。

保育を必要とする事由	施設等利用給付認定期間
就労(月48時間以上の労働)	最長で就学前まで
妊娠または出産	出産月を中心に前後2か月
疾病または心身障害	療養を必要としなくなるまで
同居親族の介護等	介護を必要としなくなるまで
災害復旧活動	必要な期間
求職活動(起業準備含む)	2か月以内
通学または職業訓練※	原則：通学期間中
その他、区が特別に認める場合	必要な期間

※ 学校教育法に定める学校に通学、職業訓練施設に通所、就労に必要な技能習得のため専修学校等に通学している場合に限りです。

(裏面に続きます。)

保育の必要性を確認できる書類

保護者の状況により、『保育の必要性』を確認するために必要となる書類が異なります。

ご入園予定の区立幼稚園にご請求いただける保育の必要性を確認できる書類は、「就労(予定)証明書」及び「就労状況申告書」のみです。

その他の書類は、新宿区ホームページからダウンロードしていただくか、新宿区学校運営課幼稚園係(03-5273-3103)にご請求ください。

※ 新宿区ホームページからダウンロードする場合は、トップページのサイト内検索にて「幼稚園無償化」と検索するか、次のQRコードを読み取ってください。



注意	◎父・母の分それぞれ書類の提出が必要になります。 (ひとり親世帯の場合は除きます。)
	(例1) 父が就労、母が就労の場合→父と母の「就労(予定)証明書」が必要 (例2) 父が就労、母が出産の場合→父の「就労(予定)証明書」と母の「求職・出産要件に関する申立書」、「母子健康手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」が必要

保護者の状況		必要書類
(1)雇用されている場合 (親族経営の場合は(2)に該当)		①「就労(予定)証明書」 ◇交代(シフト)制勤務の場合は直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付 ◇同伴就労されている場合は「就労状況申告書」も提出
(2)在宅勤務・自営業(フリーを含む)や会社経営・親族経営の会社で勤務の場合		①「就労(予定)証明書」、「就労状況申告書」、 ②「資格を示すもの(履歴事項全部証明書、営業許可証、開業届等の写し)」、 ③「仕事の内容、仕事量がわかるもの(パンフレットや受注表等の写し)」、 ④「仕事の実績がわかるもの(源泉徴収票や就労者の確定申告書(控)の写し等)」
(3)求職活動中(起業準備を含む)の場合	就労内定	①「就労(予定)証明書」 ◇仕事が内定している場合は「就労(予定)証明書」を提出。なお、就労を始めた場合は、原則としてひと月分以上の実績が分かる書類(給与明細の写し等)が必要になります。
	求職活動中	①「求職・出産要件に関する申立書」、 ②「求職活動の状況が分かる書類(ハローワークカードの写し等)」
(4)出産前後の場合		①「求職・出産要件に関する申立書」、 ②「母子健康手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」
(5)病気や心身に障害がある場合		①「診断書(保護者用)」、 ②「障害者手帳の写し」、「愛の手帳の写し」、「通所の状況を確認できる書類」等 ◇保育を必要とする状況を証明するもの
(6)同居親族の介護(付き添い)の場合		①「診断書(介護用)」、②「介護または付き添いに関する申立書」、 ③「介護の必要な状況がわかる書類(ケアプラン等)」 ◇介護の理由が身体障害の場合は、「身体障害者手帳の写し」や「愛の手帳の写し」も提出
(7)就学の場合		①「在学証明書」、②「時間割表(カリキュラム表)」、 ③「学校のパンフレット類」など

※ 育児休業取得中の場合は、幼稚園に通う園児について「保育の必要性」の認定は受けられません。復職後、就労要件として「保育の必要性」の認定を受けてください。

状況により必要となる書類

ひとり親世帯の場合	「ひとり親世帯の状況申告書(支給認定・施設等利用給付認定申請用)」 ◇離婚前提の別居等をされている方もご提出ください。
-----------	--

(3) 認定状況の取扱いについて

施設等利用給付認定申請書（2号・3号認定用）には、認定状況を在籍する幼稚園に情報提供することの確認欄がありますが、情報提供に同意していただいた場合でも、新宿区から在籍予定の区立幼稚園に提供する情報は、①園児氏名、②施設等利用給付認定の2号認定を受けたこと、③認定の始期と終期のみです。

2号認定の認定事由（就労、出産、疾病、介護など）は、情報提供に同意いただいた場合でも、新宿区から4月以降在籍する幼稚園には情報提供しません。

2 新宿区の幼児教育・保育の無償化の制度説明について

(1) 預かり保育の利用料に対する補助について

保護者の就労などにより「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の方については、幼稚園の預かり保育の利用料に対し月額1万1,300円、日額450円を上限に補助します。

区立幼稚園の預かり保育利用料は、日額450円であり、月の預かり保育利用料が5,000円を超える場合は5,000円となるため、「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者が区立幼稚園の預かり保育を利用した場合の利用料は無償化されます（実費負担なし）。

(2) 認可外保育施設等の利用

区立幼稚園に在籍し「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の方は、認可外保育施設等の利用料も補助対象になります。区立幼稚園の外に認可外保育施設等を利用した場合の補助金額は無償化上限額の1万1,300円から区立幼稚園の預かり保育利用料を差し引いた額になります。

【問合せ先】〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係（区役所第一分庁舎4階2番窓口）

電話03-5273-3103（直通） FAX03-5273-3580